

清涼飲料水等の規格基準の改正について（案）

I. 現 状

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の各条において規定される「清涼飲料水」については、現行、成分規格、製造基準及び保存基準が定められており、その中で、

- ・ミネラルウォーター類（「水のみを原料とする清涼飲料水」と定義）
- ・冷凍果実飲料
- ・原料用果汁
- ・ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水の区分により、それぞれ規格基準が定められている。

このうち、「ミネラルウォーター類」及び「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」にあつては、製造基準において原水の基準が定められており、それぞれ、平成 6 年当時のナチュラルミネラルウォーターに関するコーデックス・ヨーロッパ地域食品規格、平成 5 年当時の水道法の水質基準を引用して項目及び基準値が設定されている。

さらに、「ミネラルウォーター類」のうち、「容器包装内の二酸化炭素圧が 20℃で 98kPa 未満であつて、かつ、殺菌又は除菌を行わないもの」については、「腸球菌及び緑膿菌陰性」とする成分規格、製造において認められる処理（沈殿、ろ過、曝気又は二酸化炭素の注入若しくは脱気）及び衛生的な取扱い等に関する製造基準が定められている。

また、同じく告示の各条に規定される「粉末清涼飲料」についても、成分規格、製造基準及び保存基準が定められている。

II. 改正の概要

1. 清涼飲料水の規格基準の枠組の見直し

(1) 分類の整理

現行の「ミネラルウォーター類」は、泉源の衛生管理の有無（殺菌又は除菌の要否）に拠らず、「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の原水基準に規定されている項目（26 項目）と比較して限定的な原水基準項目（18 項目）が一律に適用されている。本改正では、清涼飲料水について、成分規格、製造基準及び保存基準を定める枠組みは維持しつつ、「ミネラルウォーター類」を「水のみを原料とする清涼飲料水」という区分で一律に取り扱うのではなく、泉源の衛生管理がなされ、殺菌又は除菌を要しないもの（コーデックスのナチュラルミネラルウォーター規格（以下「NMW 規格」という。）に準じるもの）と、それ以外のミネラルウォーター類に区分し、それぞれ規格基準を定める。

＜改正後の清涼飲料水の区分＞

① ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）

水のみを原料とする清涼飲料水のうち、殺菌又は除菌を要するものをいう。

② ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）

水のみを原料とする清涼飲料水のうち、泉源の衛生管理がなされ、殺菌又は除菌を要しないもの（NMW規格に準拠するもの）をいう。

③ ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水

「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」以外の清涼飲料水をいい、冷凍果実飲料及び原料用果汁を含む。

(2) 原水基準等の整理

① ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）

水のみを原料とするものであり、化学物質等については、原水基準と成分規格の双方による規制は不要であることから、成分規格において規制することとし、現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の原水基準に規定されている項目を成分規格に移行させる。

なお、微生物に係る原水基準及びその他の製造基準については、現行の「ミネラルウォーター類」の規定を維持する。

② ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）

「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」と同様、化学物質等については、原水基準と成分規格の双方による規制は不要であることから、成分規格において規制することとし、現行の「ミネラルウォーター類」の原水基準に規定されている項目を成分規格に移行させる。

また、原水は、NMW規格に準じ、自然に又は掘削によって地下の帯水層から直接源泉として得られるものであり、その泉源地及び採水地点において汚染防止措置が講じられ、かつ、その構成成分、湧出量及び温度が安定的なものでなければならない旨の規定を設ける。

なお、微生物に係る原水基準及びその他の製造基準については、現行の「容器包装内の二酸化炭素圧が20℃で98kPa未満であって、かつ、殺菌又は除菌を行わないミネラルウォーター類」の規定を維持する。

③ ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水

水以外の原料も使用して製造されることから、原水基準と成分規格の双方を規定する。なお、この場合の「原水」とは、水源から取水した時点の水ではなく、その製造において原料として用いる時点の水をいうことから、「原料として用いる水」に改めるとともに、これには水道水その他、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」又は「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の成分規格等に適合する水を使用するものとする。

また、その他の製造基準については、現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の規定を維持する。

さらに、現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の原水基準は、「飲用適の水」の基準として、他の複数の個別食品（食肉製品等）の製造基準において、製造、加工等に用いられる水（食品製造用水）の基準に準用されている。この機会に、「飲用適の水」の基準を告示の各条中の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の製造基準において規定するのではなく、「食品一般の製造、加工及び調理基準」において規定するよう法令上の整備を行う。

なお、分析技術の進歩に迅速に対応し適宜分析法の修正を行うことを可能とするため、化学物質等については分析法を告示から削除し通知により示す。

2. 清涼飲料水及び粉末清涼飲料における規制対象項目の見直し

「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」及び「ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水」の規格基準における規制対象項目については、我が国の水道法に基づく基準やコーデックスの飲料水に関する規格、WHOの飲料水水質ガイドライン等を踏まえ、以下の整理により見直しを行う。

(1) 化学物質等（農薬を除く）

現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」又は「ミネラルウォーター類」の原水に規定されている化学物質等については、食品安全委員会の食品健康影響評価及び水道法に基づく基準の検討状況を踏まえて、以下の方針により逐次見直しを行っていく（別紙1）。

① 「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」の成分規格

現行の「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の原水基準をもとに、水道法の水質基準及び水質管理目標の人の健康の保護に関する項目（健康関連項目）及びWHOの飲料水水質ガイドラインを参考として基準値設定項目の見直しを行う。ただし、水の性状の観点から基準値が設定されている物質であっても、健康の観点での指標値が存在する場合にあっては個別に考慮する。

なお、分析技術の進歩に迅速に対応し適宜分析法の修正を行うことを可能とするため、分析法を告示から削除し通知により示す。

② 「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の成分規格

現行の「ミネラルウォーター類」の原水基準をもとに、原則としてNMW規格に準拠した規格に移行する。

なお、分析技術の進歩に迅速に対応し適宜分析法の修正を行うことを可能とするため、分析法を告示から削除し通知により示す。

③ 「ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水」の製造基準

原料として用いる水に由来する化学物質等については、水道法の水質基準又は「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」あるいは「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」の成分規格において規制される。

(2) 金属類及びかび毒

現行の清涼飲料水一般の成分規格及び粉末清涼飲料に規定されている金属類（ヒ素、鉛、カドミウム及びスズ）うち、ヒ素、鉛及びカドミウムについては、「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）」及び「ミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）」にあつては、成分規格において化学物質等と同様の方針により基準値を設定する。一方、「ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水」及び粉末清涼飲料にあつては、これらの物質の毒性や食品からの摂取寄与を考慮して、適切な成分規格を設定する。スズについては、引き続き、清涼飲料水一般の成分規格及び粉末清涼飲料の成分規格とするが、規格の必要性に鑑み、缶入りのものに限って適用する。また、パツリンについては、引き続き、りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とする清涼飲料水の成分規格とする（別紙2）。

なお、分析技術の進歩に迅速に対応し適宜分析法の修正を行うことを可能とするため、基準値が設定されているものについては、分析法を告示から削除し通知により示す。

(3) 微生物

コーデックスにおける微生物規格の改定作業の方向性、厚生労働科学研究の成果等を踏まえて、別途検討を行う。

なお、規格基準の枠組の見直しに伴い、微生物の規格基準に係る試験法又は測定法について所要の整理を行う（別紙3）。

(4) 農薬

食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度については、清涼飲料水に対しても適用されるものであることから、各条において農薬に関する規定は設けない（別紙4）。

Ⅲ. 今後の対応

清涼飲料水の規格基準の枠組及び規制対象項目の見直し等について、食品安全委員会に食品健康影響評価等を依頼する。